

年金の請求をお忘れではありませんか？

お心あたりのある方は、お早めにご相談ください。

1 年金の加入期間が25年未満の方へ

- 年金の加入期間が25年未満でも、合算対象期間*と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。
※合算対象期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など
- 生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合*があります。
※ 誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

- 70歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- 年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

- 「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。
- 片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取るう」と思っている方へ

- 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金*」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。
- ※ 特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金。

5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

- 現在会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
- 給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

ご相談は **日本年金機構帯広年金事務所** (西1条南1丁目) まで

- 国民年金の加入・納付等のご相談は・・・ ☎ 0155 (25) 8113 へ
- 国民年金のお受け取り等のご相談は・・・ ☎ 0155 (65) 5001 へ

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

国民年金からのお知らせ

新成人のみなさんおめでとうございます！

20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満すべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています

職場の年金（厚生年金）に加入していない人は、国民年金に加入します

- ① 20歳の誕生日前に、日本年金機構から国民年金のご案内（兼加入届）が送付されます。
- ② 加入手続きは、役場住民課（大津支所）と帯広年金事務所です。
- ③ 誕生月に『年金手帳』、誕生日以降には『納付書』が、日本年金機構から送付されます。

保険料の納付が困難な方は学生納付特例・若年者納付猶予・免除制度があります

世帯主の所得が多くても、本人及び配偶者の所得が少ない学生・20代の若者のために、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」という、保険料の納付が猶予される制度があります。

また、世帯主・本人・配偶者の収入が少なく保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「退職（失業）による特例免除」もありますから、収入が少ない方や無職の方も、安心して、加入手続きを行ってください。

なお、免除や猶予を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。

国民年金の給付は、老後の生活保障ではありません

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残った時や、一家の働き手がなくなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

加入届や保険料の納め忘れがあると次の年金が受けられないこともありますので、「あのとき・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

配偶者が亡くなったときに子のある配偶者または子が受けられます。

※上記の年金給付については、各種要件があります。

保険料を払わないと損

老齢基礎年金の半分は、私たちが支払った税金の中から支払われています。将来、年金をもらうことで、間接的に、自分や皆が払った税金の一部を自分ももらうことができます。

つまり、「将来、年金をもらえないということは、税金の払い損になる」ということです。

国民年金は加入・免除や猶予・年金請求時のすべての場合において、自分で手続きをする必要がありますので、これを忘れないようにしてください。